

報道機関 各位

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法に基づく行政処分について

下記の事業者に対して、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

山形県上山市石堂3番18号
大泉工業株式会社

2 処分年月日

令和4年5月26日

3 処分の内容等

(1) 処分の内容

改善命令（根拠：法第12条第1項）

(2) 改善を命じた内容

被処分者が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（コンデンサ3台）について、処分業者に処分を委託すること。また、処分に付随する運搬を運搬業者に委託すること。

(3) 履行期限

令和4年7月28日

4 処分の理由

被処分者は、保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（コンデンサ3台）を処分期間（平成28年8月1日から令和4年3月31日まで）内に自ら処分、又は処分の委託をしなかった。

このことは法第10条第1項の規定（期間内の処分）に違反している。

【担当】：課長補佐（廃棄物対策担当） 鎌水 義弘
電話 023-621-8421 FAX 023-621-8428
【報道監】 報道監 総務企画部長 林 新一